令和5年度在宅生活支援事業 低所得者世帯援護金事業募集要項

1. 目 的

市内に在住する申請世帯全員の収入が、本会計算書による基準において低所得者世帯に該当する世帯(生活保護受給世帯を除く)に対し、民生委員・児童委員を通して援護金を配布することにより、地域とのつながりをつくり、今後の相談支援等の円滑化を図る。

2. 対象

本会計算書による基準において、令和5年10月1日現在、上尾市に住民票のある低 所得世帯に該当する世帯

(生活保護受給世帯、施設入所世帯を除く)

3)配布内容(予定)

1世帯あたり10,000円程度の援護金を配布する。 ※募金の状況や申請者数により変更する場合がある。

4) 申請方法

- ・申請書を担当地区民生委員・児童委員、各支所・出張所、市生活支援課、本会 のいずれかで受け取る。
- ・所定の「歳末たすけあい援護金申請書」(在宅—様式2)に、必要事項を記入し、 添付書類(世帯全員の収入の証明できる給与明細、年金振込通知のハガキ、児 童扶養手当振込通知等※複写可)とともに、11月2日(木)までに担当民生 委員・児童委員に提出する。
- ・提出の際は、民生委員・児童委員とともに申請書や内容の確認を行う。
- ・申請のあった担当民生委員・児童委員は、11月16日(木)までに、申請書と「令和5年度歳末たすけあい援護金調査書」(在宅-様式3)を本会または上尾市役所福祉総務課あてに提出する。

5) 配分金の交付決定及び通知

・申請された書類をもとに、歳末たすけあい募金配分委員会において、その年度の歳末たすけあい募金配分額予算の範囲内で配分することを審議し、その結果を申請者及び担当民生委員・児童委員に通知するものとする。

6)配布方法

- ・担当民生委員・児童委員を通じて交付決定通知及び援護金を申請者に手渡して 配布する。
- ・交付決定通知及び援護金を受け取った申請者は、金額を確認し通知書類の中の 領収書に申請者氏名を記入し、押印する。

7)配布期間

配布期間は、令和5年12月28(木)までの期間とする。 なお、やむを得ない事情がある場合には、個別に相談に応じることとする。